

## 北秋田市移住者住宅支援事業実施要綱

平成27年告示第5号

改正 平成29年3月31日告示第41号

改正 令和6年3月29日告示第51号

改正 令和7年3月28日告示第74号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、北秋田市における定住の促進と人口の増加を図るため、定住を目的として住宅を取得したUターン者及びIターン者（以下「転入者」という。）に対して予算の範囲内において北秋田市移住者住宅購入費等助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、北秋田市補助金等交付要綱（平成17年北秋田市告示第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住とは、永住を前提にして北秋田市に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に基づく転入届（以下「住民登録」という。）を行い、かつ、生活の基盤が北秋田市にあることをいう。
- (2) Uターン者とは、北秋田市民であった者が市外に転出し市外で生活した後、再び北秋田市に住民登録して生活の基盤が北秋田市にあるものをいう。ただし、住民登録をする直前に、連続して1年以上市外に住民登録していたものとする。
- (3) Iターン者とは、市外出身者であって、新たに北秋田市に住民登録をし生活の基盤が北秋田市にあるものをいう。
- (4) 住宅とは、自己の居住の用に供するための建物及び当該建物が存する土地をいう。
- (5) 住宅を取得した日とは、住宅の新築は建築工事完了の日又は住宅の購入は当該住宅の売買契約を行った日をいう。
- (6) 市内建築業者とは、建築業を営むもので北秋田市に主たる事業所を有し、北秋田市の制度に基づき業者登録をしているものをいう。
- (7) 住民登録の日とは、北秋田市に転入した日をいう。
- (8) 子育て世帯とは、19歳未満（18歳到達後の最初の3月31日まで）の子を養育している世帯をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、第2条第2号及び第3号に規定する者とする。ただし、次の各号に該当する場合は交付対象者としない。

- (1) 転勤等で一時的に住民登録を行った者
- (2) 公務員としての就職による住民登録を行った者
- (3) 福祉施設等への入所を目的として住民登録を行った者
- (4) 勉学のため転出し、勉学の終了により再び住民登録をした者
- (5) 市税に滞納がある者（北秋田市で課税されていない場合は、転入前の市区町村税に滞納がある者）
- (6) 過去にこの要綱による助成金等の交付を受けている者
- (7) その他、市長が交付対象者として不適当と認めた者

(交付対象住宅)

第4条 助成金の交付対象住宅は住民登録日から起算して前1年以内または後3年以内に取得（住宅を新築すること又は購入することをいう。以下同じ。）した住宅とし、次の各号に掲げる住宅とする。

- (1) 新築及び建売（住居として未使用のもの）の専用住宅又は併用住宅（ただし、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上であること。以下同じ。）で市内建築業者が建築したもの
- (2) 中古の住宅（過去に住居として使用されていた専用住宅又は併用住宅）で助成金交付申請者の4親等以内の親族以外のものから購入したもの

(助成金の額)

第5条 助成金の交付額は住宅の取得に要した費用のうち、持分の10分の2以内で65万円を上限とする。

2 交付対象者が子育て世帯の場合は、住宅の取得に要した費用のうち、持分の10分の4以内で130万円を助成金の交付額の上限とする。

3 土地のみの取得は助成金の交付対象外とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、住民登録日から3か月以内又は住宅を取得した日から3か月以内に別に定める交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 転入者であることを証明する書類
  - (2) 新築及び建売住宅にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証の写し
  - (3) 住宅に係る登記事項証明書の写し
  - (4) 契約書等の住宅の新築又は購入に要した費用がわかる書類の写し
  - (5) 世帯全員の市税等に滞納がないことを証する書類
  - (6) 住宅の全景写真
- (助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、申請内容を審査し交付すべきものと認めたときは申請者にその旨通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 交付決定を受けた者は、請求書を市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第9条 市長は前条の請求書の提出があったときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 助成金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付を受けた助成金を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

- (1) 虚偽又はその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付を受けた者が、その交付を受けた日から5年以内に転出したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、様式及び必要な事項は別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成28年8月30日から適用する。

附 則（平成29年3月31日 北秋田市告示第41号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日 北秋田市告示第51号）

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の北秋田市移住者住宅支援事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に転入し住民登録した者について適用し、同日前に転入し住民登録した者の申請に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月28日 北秋田市告示第74号）

この告示は、交付の日から施行し、令和7年1月1日から適用する。